

幼稚園の預かり保育を利用する子ども

【対象者・利用料】

- ★ 無償化の対象となるためには、熊本市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※認定申請書に必要書類を添付のうえ、原則通われている園を経由して申請してください。なお、「保育の必要性の認定」については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

- ★ 満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの子どもが対象です。幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じ1日あたり450円を上限に月額11,300円まで預かり保育の利用料が無償化（償還払い）されます。**

※住民税非課税世帯については、満3歳から対象となります。その場合、満3歳となった日から次の3月末までの間は、月額16,300円までとなります。

認可外保育施設などを利用する子ども

【対象者・利用料】

- ★ 無償化の対象となるためには、熊本市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※保育所、認定こども園などを利用できていない子どもが対象となります。

※認定申請書に必要書類を添付のうえ、お住いの区役所保健子ども課へ申請してください。なお、「保育の必要性の認定」については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

- ★ **3～5歳児クラスの子どもは月額37,000円まで、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化（償還払い）されます。**

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のうち、市が確認を行ったものを対象とします。

- 障害児の発達支援についても、**3～5歳児クラスの全ての子ども及び0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化**されます。

※償還払いとは、利用料をいったん施設にお支払いいただき、その後領収書などを添付した申請書を市へ提出いただくことにより、支払った額の全部または一部の支給を受ける制度です。

※申請書などの詳細は、熊本市ホームページをご覧ください。